

# 第5章 幼児教育・保育等の提供体制

この章では、子ども・子育て支援法に基づき、県が定めるべき事項等を整理するものです。

## 1 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策の単位として、区域を設定することとなっています。

その区域は、県が実施する認可・認定の判断材料となることから、設定に当たっては、本県における幼児教育・保育施設の広域利用の実態等を踏まえる必要があります。

現在、市町村においては、管内の保育施設間の利用調整を図りながら、住民の保育ニーズに対応しており、利用者の多くが居住する市町村内の保育施設を利用しています。

また、幼児教育施設についても、同様に、その利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しています。

このような利用状況を踏まえ、県設定区域は市町村単位とします。

## 2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策

### (1) 幼児教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村における幼児教育・保育に係る量の見込みは、現在の幼児教育・保育施設の利用状況に、今後利用したいという潜在的な利用希望（※）を加えたものとなっています。

※ 潜在的な利用希望とは、現在就業していないが、近い将来、就業する見込みがあり、かつ、その際には施設やサービスを利用したいという希望であり、結果的に量の見込みとして、顕在化しないこともあり得ます。

### (2) 幼児教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村における幼児教育・保育の提供体制の確保方策は、各幼児教育・保育施設の現状に即して市町村が定める「利用定員」を積み上げたもので、各市町村における幼児教育・保育に係る供給量を示します。

なお、「子ども・子育て支援新制度」の目的として、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供が掲げられていることから、確保方策には、原則として、認可及び確認（※）がなされる幼児教育・保育施設が対象となり、保育機能施設（認可外保育施設）は確保方策の対象とはなりません。ただし、保育機能施設（認可外保育施設）のうち企業主導型保育施設において、その設置者と調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号及び3号認定こどもに係る確保方策の内容に含めて差し支えないこととしています。

※ 確認とは、市町村が財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

### (3) 本県における幼児教育・保育の量の見込み及びその確保方策

県の策定する計画については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」における幼児教育・保育に係る需給状況を、市町村毎に集計したものととなります。

市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況(宮崎県合計)

(単位:人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
R7	5,670	8,028	2,358	17,424	582	16,842	18,369	18,142	227	945	3,303
R8	5,393	8,167	2,774	16,824	540	16,284	18,272	18,045	227	1,448	4,222
R9	5,015	8,206	3,191	15,948	515	15,433	18,251	18,024	227	2,303	5,494
R10	4,719	7,840	3,121	15,331	487	14,844	18,299	18,072	227	2,968	6,089
R11	4,531	7,844	3,313	15,040	476	14,564	18,254	18,027	227	3,214	6,527

年度	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦ +⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧ +⑪	II-I ③+⑥+⑨ +⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
R7	2,433	3,643	3,553	90	1,210	10,511	11,468	11,268	200	957	36,038	41,508	5,470
R8	2,394	3,697	3,607	90	1,303	10,220	11,631	11,431	200	1,411	34,831	41,767	6,936
R9	2,368	3,689	3,599	90	1,321	10,358	11,649	11,449	200	1,291	33,689	41,795	8,106
R10	2,357	3,681	3,591	90	1,324	10,361	11,684	11,484	200	1,323	32,768	41,504	8,736
R11	2,356	3,696	3,606	90	1,340	10,378	11,683	11,483	200	1,305	32,305	41,477	9,172

- ※ 1号認定こども … 満3歳以上で教育を希望することも  
 2号認定こども … 満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、  
 教育・保育を希望することも  
 3号認定こども … 満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、  
 保育を希望することも

「保育が必要な事由」とは、保育の必要性を客観的に判断するための事由であり、その代表的なものは以下のとおりです。

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的に全ての就労が対象(極めて短時間な就労を除く))
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 求職活動・就学
- ⑤ 虐待やDVのおそれがある場合 等

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	2,292	3,559	1,267	6,479	0	6,479	7,024	6,828	196	545	1,812
都城市	1,255	1,405	150	2,888	0	2,888	2,798	2,770	28	▲ 90	60
延岡市	679	875	196	1,552	87	1,465	1,657	1,657	0	105	301
日南市	77	210	133	775	0	775	813	813	0	38	171
小林市	139	278	139	704	93	611	711	711	0	7	146
日向市	499	500	1	1,134	142	992	1,140	1,140	0	6	7
串間市	50	55	5	258	0	258	291	291	0	33	38
西都市	64	180	116	481	177	304	481	481	0	0	116
えびの市	49	75	26	191	6	185	187	187	0	▲ 4	22
三股町	191	190	▲ 1	601	0	601	543	543	0	▲ 58	▲ 59
高原町	34	42	8	90	0	90	97	97	0	7	15
国富町	70	90	20	283	0	283	298	295	3	15	35
綾町	7	30	23	113	11	102	161	161	0	48	71
高鍋町	65	65	0	367	58	309	367	367	0	0	0
新富町	70	80	10	268	0	268	307	307	0	39	49
西米良村	1	7	6	25	0	25	25	25	0	0	6
木城町	1	10	9	100	0	100	101	101	0	1	10
川南町	31	60	29	243	0	243	260	260	0	17	46
都農町	10	10	0	205	0	205	215	215	0	10	10
門川町	37	80	43	304	8	296	305	305	0	1	44
諸塚村	3	5	2	25	0	25	100	100	0	75	77
椎葉村	2	8	6	37	0	37	76	76	0	39	45
美郷町	37	180	143	29	0	29	56	56	0	27	170
高千穂町	7	34	27	180	0	180	198	198	0	18	45
日之影町	0	0	0	53	0	53	70	70	0	17	17
五ヶ瀬町	0	0	0	39	0	39	88	88	0	49	49
計	5,670	8,028	2,358	17,424	582	16,842	18,369	18,142	227	945	3,303

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	524	1,242	1,160	82	718	4,162	4,388	4,240	148	226	13,457	16,213	2,756
都城市	862	689	684	5	▲ 173	1,979	2,065	2,043	22	86	6,984	6,957	▲ 27
延岡市	178	415	415	0	237	1,168	1,163	1,163	0	▲ 5	3,577	4,110	533
日南市	56	157	157	0	101	374	528	504	24	154	1,282	1,708	426
小林市	101	124	124	0	23	316	377	377	0	61	1,260	1,490	230
日向市	229	230	230	0	1	330	330	330	0	0	2,192	2,200	8
串間市	20	20	20	0	0	148	185	185	0	37	476	551	75
西都市	104	109	109	0	5	195	284	284	0	89	844	1,054	210
えびの市	18	29	29	0	11	108	113	113	0	5	366	404	38
三股町	53	130	128	2	77	335	373	369	4	38	1,180	1,236	56
高原町	10	21	21	0	11	57	72	72	0	15	191	232	41
国富町	23	57	56	1	34	209	191	189	2	▲ 18	585	636	51
綾町	25	30	30	0	5	56	78	78	0	22	201	299	98
高鍋町	49	89	89	0	40	201	247	247	0	46	682	768	86
新富町	27	72	72	0	45	209	216	216	0	7	574	675	101
西米良村	3	3	3	0	0	6	25	25	0	19	35	60	25
木城町	17	13	13	0	▲ 4	42	66	66	0	24	160	190	30
川南町	28	39	39	0	11	132	163	163	0	31	434	522	88
都農町	33	33	33	0	0	123	132	132	0	9	371	390	19
門川町	40	46	46	0	6	170	179	179	0	9	551	610	59
諸塚村	5	5	5	0	0	10	14	14	0	4	43	124	81
椎葉村	4	12	12	0	8	14	29	29	0	15	57	125	68
美郷町	4	17	17	0	13	22	40	40	0	18	92	293	201
高千穂町	14	40	40	0	26	86	114	114	0	28	287	386	99
日之影町	3	10	10	0	7	29	40	40	0	11	85	120	35
五ヶ瀬町	3	11	11	0	8	30	56	56	0	26	72	155	83
計	2,433	3,643	3,553	90	1,210	10,511	11,468	11,268	200	957	36,038	41,508	5,470

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥	
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑤(C+D)		⑥ (⑤-④)
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D				
宮崎市	2,105	3,672	1,567	6,347	0	6,347	6,923	6,727	196	576	2,143	
都城市	1,238	1,425	187	2,850	0	2,850	2,808	2,780	28	▲ 42	145	
延岡市	661	855	194	1,510	85	1,425	1,757	1,757	0	247	441	
日南市	70	210	140	709	0	709	813	813	0	104	244	
小林市	128	267	139	643	85	558	682	682	0	39	178	
日向市	490	500	10	1,062	132	930	1,140	1,140	0	78	88	
串間市	50	55	5	262	0	262	291	291	0	29	34	
西都市	60	172	112	446	164	282	449	449	0	3	115	
えびの市	45	75	30	174	5	169	187	187	0	13	43	
三股町	176	190	14	553	0	553	543	543	0	▲ 10	4	
高原町	30	42	12	80	0	80	97	97	0	17	29	
国富町	69	120	51	275	0	275	268	265	3	▲ 7	44	
綾町	6	30	24	98	9	89	161	161	0	63	87	
高鍋町	68	80	12	357	51	306	357	357	0	0	12	
新富町	67	80	13	257	0	257	307	307	0	50	63	
西米良村	1	7	6	25	0	25	25	25	0	0	6	
木城町	1	10	9	82		82	101	101	0	19	28	
川南町	31	60	29	240	0	240	260	260	0	20	49	
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0	
門川町	37	80	43	299	9	290	310	310	0	11	54	
諸塚村	3	5	2	20	0	20	100	100	0	80	82	
椎葉村	2	8	6	34	0	34	76	76	0	42	48	
美郷町	38	180	142	29	0	29	56	56	0	27	169	
高千穂町	7	34	27	166	0	166	198	198	0	32	59	
日之影町	0	0	0	55	0	55	70	70	0	15	15	
五ヶ瀬町	0	0	0	46	0	46	88	88	0	42	42	
計	5,393	8,167	2,774	16,824	540	16,284	18,272	18,045	227	1,448	4,222	

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	514	1,268	1,186	82	754	4,070	4,454	4,306	148	384	13,036	16,317	3,281
都城市	885	697	692	5	▲ 188	1,910	2,087	2,065	22	177	6,883	7,017	134
延岡市	174	440	440	0	266	1,137	1,248	1,248	0	111	3,482	4,300	818
日南市	54	157	157	0	103	382	528	504	24	146	1,215	1,708	493
小林市	96	119	119	0	23	280	362	362	0	82	1,147	1,430	283
日向市	214	230	230	0	16	321	330	330	0	9	2,087	2,200	113
串間市	20	20	20	0	0	142	185	185	0	43	474	551	77
西都市	99	109	109	0	10	194	284	284	0	90	799	1,014	215
えびの市	16	29	29	0	13	105	113	113	0	8	340	404	64
三股町	52	130	128	2	78	318	373	369	4	55	1,099	1,236	137
高原町	9	21	21	0	12	57	72	72	0	15	176	232	56
国富町	21	57	56	1	36	211	191	189	2	▲ 20	576	636	60
綾町	25	30	30	0	5	54	78	78	0	24	183	299	116
高鍋町	44	89	89	0	45	197	247	247	0	50	666	773	107
新富町	25	72	72	0	47	200	216	216	0	16	549	675	126
西米良村	3	3	3	0	0	7	25	25	0	18	36	60	24
木城町	15	13	13	0	▲ 2	36	66	66	0	30	134	190	56
川南町	26	39	39	0	13	125	163	163	0	38	422	522	100
都農町	33	33	33	0	0	120	132	132	0	12	368	380	12
門川町	40	46	46	0	6	176	184	184	0	8	552	620	68
諸塚村	3	5	5	0	2	9	14	14	0	5	35	124	89
椎葉村	4	12	12	0	8	12	29	29	0	17	52	125	73
美郷町	4	17	17	0	13	15	40	40	0	25	86	293	207
高千穂町	13	40	40	0	27	90	114	114	0	24	276	386	110
日之影町	3	10	10	0	7	26	40	40	0	14	84	120	36
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	26	56	56	0	30	74	155	81
計	2,394	3,697	3,607	90	1,303	10,220	11,631	11,431	200	1,411	34,831	41,767	6,936

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,897	3,757	1,860	6,104	0	6,104	6,945	6,749	196	841	2,701
都城市	1,176	1,425	249	2,705	0	2,705	2,808	2,780	28	103	352
延岡市	630	820	190	1,441	81	1,360	1,757	1,757	0	316	506
日南市	62	210	148	628	0	628	813	813	0	185	333
小林市	123	256	133	613	82	531	653	653	0	40	173
日向市	487	500	13	1,027	129	898	1,140	1,140	0	113	126
串間市	48	55	7	237	0	237	291	291	0	54	61
西都市	53	172	119	399	147	252	440	440	0	41	160
えびの市	41	75	34	160	5	155	187	187	0	27	61
三股町	156	190	34	490	0	490	543	543	0	53	87
高原町	27	42	15	71	0	71	97	97	0	26	41
国富町	67	120	53	267	0	267	268	265	3	1	54
綾町	5	30	25	80	8	72	161	161	0	81	106
高鍋町	61	80	19	357	54	303	357	357	0	0	19
新富町	65	80	15	248	0	248	307	307	0	59	74
西米良村	1	7	6	15	0	15	25	25	0	10	16
木城町	1	10	9	82	0	82	101	101	0	19	28
川南町	31	60	29	237	0	237	260	260	0	23	52
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	34	80	46	280	9	271	305	305	0	25	71
諸塚村	3	5	2	15	0	15	100	100	0	85	87
椎葉村	2	8	6	32	0	32	76	76	0	44	50
美郷町	29	180	151	23	0	23	56	56	0	33	184
高千穂町	6	34	28	142	0	142	198	198	0	56	84
日之影町	0	0	0	48	0	48	70	70	0	22	22
五ヶ瀬町	0	0	0	42	0	42	88	88	0	46	46
計	5,015	8,206	3,191	15,948	515	15,433	18,251	18,024	227	2,303	5,494

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	505	1,269	1,187	82	764	4,140	4,471	4,323	148	331	12,646	16,442	3,796
都城市	910	697	692	5	▲213	1,973	2,107	2,085	22	134	6,764	7,037	273
延岡市	169	440	440	0	271	1,125	1,248	1,248	0	123	3,365	4,265	900
日南市	53	157	157	0	104	410	528	504	24	118	1,153	1,708	555
小林市	91	114	114	0	23	273	347	347	0	74	1,100	1,370	270
日向市	205	230	230	0	25	292	330	330	0	38	2,011	2,200	189
串間市	17	20	20	0	3	149	185	185	0	36	451	551	100
西都市	94	105	105	0	11	204	285	285	0	81	750	1,002	252
えびの市	16	29	29	0	13	103	113	113	0	10	320	404	84
三股町	50	130	128	2	80	328	373	369	4	45	1,024	1,236	212
高原町	9	21	21	0	12	63	72	72	0	9	170	232	62
国富町	19	57	56	1	38	212	191	189	2	▲21	565	636	71
綾町	25	30	30	0	5	58	78	78	0	20	168	299	131
高鍋町	39	89	89	0	50	194	247	247	0	53	651	773	122
新富町	25	72	72	0	47	194	216	216	0	22	532	675	143
西米良村	2	3	3	0	1	10	25	25	0	15	28	60	32
木城町	15	13	13	0	▲2	36	66	66	0	30	134	190	56
川南町	24	39	39	0	15	117	163	163	0	46	409	522	113
都農町	33	33	33	0	0	128	132	132	0	4	376	380	4
門川町	40	46	46	0	6	170	179	179	0	9	524	610	86
諸塚村	3	5	5	0	2	8	14	14	0	6	29	124	95
椎葉村	3	12	12	0	9	11	29	29	0	18	48	125	77
美郷町	3	17	17	0	14	15	40	40	0	25	70	293	223
高千穂町	13	40	40	0	27	91	114	114	0	23	252	386	134
日之影町	3	10	10	0	7	30	40	40	0	10	81	120	39
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	24	56	56	0	32	68	155	87
計	2,368	3,689	3,599	90	1,321	10,358	11,649	11,449	200	1,291	33,689	41,795	8,106

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,728	3,450	1,722	5,931	0	5,931	7,048	6,852	196	1,117	2,839
都城市	1,127	1,425	298	2,592	0	2,592	2,812	2,784	28	220	518
延岡市	606	790	184	1,385	78	1,307	1,757	1,757	0	372	556
日南市	60	210	150	607	0	607	813	813	0	206	356
小林市	117	244	127	580	78	502	625	625	0	45	172
日向市	482	500	18	968	123	845	1,140	1,140	0	172	190
串間市	48	55	7	232	0	232	291	291	0	59	66
西都市	48	165	117	359	132	227	409	409	0	50	167
えびの市	38	75	37	148	4	144	187	187	0	39	76
三股町	143	190	47	451	0	451	543	543	0	92	139
高原町	24	42	18	65	0	65	97	97	0	32	50
国富町	66	120	54	259	0	259	268	265	3	9	63
綾町	4	30	26	68	7	61	161	161	0	93	119
高鍋町	55	80	25	357	57	300	357	357	0	0	25
新富町	63	80	17	241	0	241	307	307	0	66	83
西米良村	1	7	6	10	0	10	25	25	0	15	21
木城町	1	10	9	75	0	75	101	101	0	26	35
川南町	31	60	29	234	0	234	260	260	0	26	55
都農町	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川町	34	70	36	273	8	265	305	305	0	32	68
諸塚村	3	5	2	13	0	13	100	100	0	87	89
椎葉村	2	8	6	30	0	30	76	76	0	46	52
美郷町	22	180	158	17	0	17	56	56	0	39	197
高千穂町	6	34	28	143	0	143	198	198	0	55	83
日之影町	0	0	0	44	0	44	70	70	0	26	26
五ヶ瀬町	0	0	0	44	0	44	88	88	0	44	44
計	4,719	7,840	3,121	15,331	487	14,844	18,299	18,072	227	2,968	6,089

市町村名	3号認定(0歳児)				3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫	
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)						⑫ (⑪-⑩)
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	495	1,269	1,187	82	774	4,209	4,530	4,382	148	321	12,363	16,297	3,934
都城市	941	699	694	5	▲242	2,020	2,111	2,089	22	91	6,680	7,047	367
延岡市	165	440	440	0	275	1,113	1,248	1,248	0	135	3,269	4,235	966
日南市	51	157	157	0	106	401	528	504	24	127	1,119	1,708	589
小林市	88	109	109	0	21	269	332	332	0	63	1,054	1,310	256
日向市	195	230	230	0	35	264	330	330	0	66	1,909	2,200	291
串間市	18	20	20	0	2	141	185	185	0	44	439	551	112
西都市	91	100	100	0	9	195	272	272	0	77	693	946	253
えびの市	15	29	29	0	14	97	113	113	0	16	298	404	106
三股町	49	130	128	2	81	319	373	369	4	54	962	1,236	274
高原町	9	21	21	0	12	58	72	72	0	14	156	232	76
国富町	17	57	56	1	40	213	191	189	2	▲22	555	636	81
綾町	25	30	30	0	5	57	78	78	0	21	154	299	145
高鍋町	35	89	89	0	54	191	247	247	0	56	638	773	135
新富町	24	72	72	0	48	188	216	216	0	28	516	675	159
西米良村	2	3	3	0	1	7	25	25	0	18	20	60	40
木城町	15	13	13	0	▲2	35	66	66	0	31	126	190	64
川南町	23	39	39	0	16	111	163	163	0	52	399	522	123
都農町	33	33	33	0	0	128	132	132	0	4	376	380	4
門川町	40	46	46	0	6	174	179	179	0	5	521	600	79
諸塚村	3	5	5	0	2	7	14	14	0	7	26	124	98
椎葉村	3	12	12	0	9	10	29	29	0	19	45	125	80
美郷町	3	17	17	0	14	14	40	40	0	26	56	293	237
高千穂町	12	40	40	0	28	88	114	114	0	26	249	386	137
日之影町	3	10	10	0	7	28	40	40	0	12	75	120	45
五ヶ瀬町	2	11	11	0	9	24	56	56	0	32	70	155	85
計	2,357	3,681	3,591	90	1,324	10,361	11,684	11,484	200	1,323	32,768	41,504	8,736

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

市町村名	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み(需要量)			確保方策(供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④(A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤(C+D)	教育保育施設 C	企業主導型保育 施設の地域枠 D		
宮崎市	1,603	3475	1,872	5,870	0	5,870	7,027	6,831	196	1,157	3,029
都城	1,112	1,415	303	2,559	0	2,559	2,822	2,794	28	263	566
延岡	587	790	203	1,342	76	1,266	1,757	1,757	0	415	618
日南	60	210	150	610	0	610	813	813	0	203	353
小林	111	233	122	551	74	477	597	597	0	46	168
日向	479	500	21	941	120	821	1,140	1,140	0	199	220
串間	49	55	6	215	0	215	291	291	0	76	82
西都	47	165	118	353	130	223	408	408	0	55	173
えびの	37	75	38	142	4	138	187	187	0	45	83
三股	138	190	52	433	0	433	543	543	0	110	162
高原	24	42	18	63	0	63	97	97	0	34	52
国富	65	120	55	252	0	252	268	265	3	16	71
綾	4	30	26	65	6	59	161	161	0	96	122
高鍋	51	80	29	356	58	298	357	357	0	1	30
新富	61	80	19	235	0	235	307	307	0	72	91
西米良	1	7	6	11	0	11	25	25	0	14	20
木城	1	10	9	66	0	66	101	101	0	35	44
川南	31	60	29	231	0	231	260	260	0	29	58
都農	10	10	0	205	0	205	205	205	0	0	0
門川	32	70	38	260	8	252	300	300	0	40	78
諸塚	3	5	2	13	0	13	100	100	0	87	89
椎葉	2	8	6	27	0	27	76	76	0	49	55
美郷	17	180	163	14	0	14	56	56	0	42	205
高千穂	6	34	28	146	0	146	198	198	0	52	80
日之影	0	0	0	41	0	41	70	70	0	29	29
五ヶ瀬	0	0	0	39	0	39	88	88	0	49	49
計	4,531	7,844	3,313	15,040	476	14,564	18,254	18,027	227	3,214	6,527

市町村名	3号認定(0歳児)					3号認定(1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+⑦+ ⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+⑧+ ⑪	II-I ③+⑥+⑨+ ⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策(供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策(供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧(E+F)	教育保育施設 E	企業主導型保育 施設の地域枠 F			⑪(G+H)	教育保育施設 G	企業主導型保育 施設の地域枠 H				
宮崎市	486	1,285	1,203	82	799	4,277	4,535	4,387	148	258	12,236	16,322	4,086
都城	978	703	698	5	▲ 275	2,082	2,127	2,105	22	45	6,731	7,067	336
延岡	161	440	440	0	279	1,102	1,248	1,248	0	146	3,192	4,235	1,043
日南	50	157	157	0	107	388	528	504	24	140	1,108	1,708	600
小林	85	104	104	0	19	265	316	316	0	51	1,012	1,250	238
日向	186	230	230	0	44	243	330	330	0	87	1,849	2,200	351
串間	17	20	20	0	3	137	185	185	0	48	418	551	133
西都	90	100	100	0	10	187	271	271	0	84	677	944	267
えびの	15	29	29	0	14	93	113	113	0	20	287	404	117
三股	47	130	128	2	83	309	373	369	4	64	927	1,236	309
高原	8	21	21	0	13	55	72	72	0	17	150	232	82
国富	16	57	56	1	41	214	191	189	2	▲ 23	547	636	89
綾	25	30	30	0	5	55	78	78	0	23	149	299	150
高鍋	31	89	89	0	58	187	247	247	0	60	625	773	148
新富	24	72	72	0	48	183	216	216	0	33	503	675	172
西米良	2	3	3	0	1	4	25	25	0	21	18	60	42
木城	15	13	13	0	▲ 2	35	66	66	0	31	117	190	73
川南	21	39	39	0	18	104	163	163	0	59	387	522	135
都農	33	33	33	0	0	126	132	132	0	6	374	380	6
門川	40	46	46	0	6	170	174	174	0	4	502	590	88
諸塚	3	5	5	0	2	7	14	14	0	7	26	124	98
椎葉	3	12	12	0	9	9	29	29	0	20	41	125	84
美郷	3	17	17	0	14	12	40	40	0	28	46	293	247
高千穂	12	40	40	0	28	83	114	114	0	31	247	386	139
日之影	3	10	10	0	7	28	40	40	0	12	72	120	48
五ヶ瀬	2	11	11	0	9	23	56	56	0	33	64	155	91
計	2,356	3,696	3,606	90	1,340	10,378	11,683	11,483	200	1,305	32,305	41,477	9,172

※各市町村における量の見込み(需要量)には、他市町村から利用するこどもの数は含まれておりません。

### 3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

認定こども園、保育所等の認可・認定について、県は、申請した施設が認可・認定基準を満たす場合は、幼児教育・保育の需給状況及びその実施主体である市町村の考え方も踏まえた上で認可・認定を行います。

なお、宮崎市（中核市）内の認可・認定については、市が行います。

### 4 子ども・子育て支援給付に係る幼児教育・保育の一体的提供

#### (1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。地域における子育て支援の中核的役割を担っており、保護者のニーズや施設の移行希望など地域の実情を踏まえた移行が進んでいます。

本県の認定こども園は令和5年度（2023年度）末で225園となっており、計画期間の最終年度である令和11年度（2029年度）には320園程度となる見込みです。

#### (2) 認定こども園への移行に対する支援

- 認定こども園への移行を目指す幼稚園や保育所に対し、必要となる施設整備に関し、国庫補助制度等の情報提供に努めるとともに、利用促進を図ります。
- 認定こども園において従事する保育教諭（※1）の確保のため、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有の促進を図ります。
- 実務経験を有する幼児教育・保育従事者に対する幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得に係る時限的特例（※2）について、その内容の周知を図り、有資格者の確保に努めます。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした研修内容の充実に努め、喫緊の課題に対応できる職員資質の向上を図ります。

※1 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に配置される幼児教育・保育の提供に従事する職員であり、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の双方を有することが必要となります。

※2 令和6年度末まで幼稚園教諭免許状及び保育士資格の一方しか有していない教職員について、一定期間の実務経験により、資格の取得について軽減措置が講じられていましたが、さらに5年間延長され令和11年度末まで同経過措置が講じられることとなっています。

## (参考) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策

「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた施設型給付や小規模保育事業等の地域型保育給付の創設のほか、地域における子育て支援事業を法定化し、実施主体となる市町村が住民のニーズに対し、計画的に各種事業を実施していくこととなります。

法定化された子育て支援事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として、以下の事業から構成されます。

### ○ 地域子ども・子育て支援事業

#### ①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して幼児教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を身近な場所で行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

#### ②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

#### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

#### ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

#### ⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

#### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

#### ⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑩子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

⑪児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

⑫親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを提供することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業

⑬地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑭一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑮病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

⑯ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

⑰妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(ア)健康状態の把握、(イ)検査計測、(ウ)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

⑱産後ケア事業

産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業

⑲乳児等通園支援事業（令和7年度限り）

全ての子育て家庭の支援などを目的とし、生後6か月から2歳までの未就学児を対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間まで柔軟に利用できる事業

※ 令和8年度以降は地域子ども・子育て支援事業から外れ、法律に基づく新たな給付制度として実施予定

「地域子ども・子育て支援事業」の今後の実施予定						
実施事業	単位	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	箇所	44箇所	44箇所	44箇所	45箇所	45箇所
延長保育事業	市町村	23	23	23	23	23
放課後児童健全育成事業	市町村	22	22	22	22	22
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	箇所	149箇所	147箇所	144箇所	141箇所	140箇所
乳児家庭全戸訪問事業	市町村	26	26	26	26	26
養育支援訪問事業	市町村	16	16	16	16	16
子育て世帯訪問支援事業	市町村	8	8	8	9	9
児童育成支援拠点事業	市町村	2	2	2	3	3
親子関係形成支援事業	市町村	6	6	6	7	7
地域子育て支援拠点事業	箇所	81箇所	82箇所	82箇所	83箇所	83箇所
一時預かり事業	市町村	24	24	24	24	24
病児保育事業	市町村	20	20	20	20	20
ファミリー・サポート・センター事業	市町村	17	17	17	17	17
妊婦健康診査	市町村	26	26	26	26	26
産後ケア事業	市町村	26	26	26	26	26

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

## 6 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たって、基本となるのは人材です。

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の量と質の確保については、国、県、市町村及び幼児教育・保育施設等を提供する事業者に共通する課題です。

### (1) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての必要な数

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を基に積み上げられた幼児教育・保育に係る量の見込みについて、配置基準等に対応するために必要となる職員数を積算したものです。

ただし、量の見込みは、幼児教育・保育施設の利用状況に潜在的ニーズが加わったものであり、現行の利用水準よりも高い可能性があるということに留意が必要です。

なお、需要状況は以下の2パターンを用いて示すこととします。

(ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

(イ) 令和7年度以降に1歳児の配置改善が実施された場合の職員数

#### (ア) 最低基準上、必ず配置しなければならない職員数

	R7	R8	R9	R10	R11
保育教諭	1,617	1,563	1,512	1,470	1,450
保育士	2,367	2,286	2,211	2,152	2,121
幼稚園教諭	201	195	188	183	180

#### (イ) 令和7年度以降に1歳児の配置改善が実施された場合の職員数

	R7	R8	R9	R10	R11
保育教諭	1,684	1,628	1,575	1,532	1,510
保育士	2,470	2,386	2,310	2,246	2,214
幼稚園教諭	201	195	188	183	180

## (2) 幼児教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方策

今後の幼児教育・保育ニーズに応じた受け皿整備及び質の確保・向上のため、必要となる幼児教育・保育施設等に従事する者の確保が必要です。その量と質の確保方策として、以下の内容に取り組みます。

- 行政、教育機関、幼児教育・保育関係団体からなる意見交換会を開催するなど、幼児教育・保育に携わる人材確保について方策を検討し、量と質の両面からの安定確保に努めます。
- 保育士資格を有しながら、現在就労していない保育士の職場復帰に対し、保育士支援センターへの登録、現行の幼児教育・保育に係る制度の説明や実地研修を通して、再就職しやすい環境づくりに努めます。
- 中学生や高校生に対するキャリア教育を通じて、教育・保育の職の魅力を伝えるとともに、次代の教育・保育の担い手の確保に努めます。
- 認定こども園への移行に当たり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進が必要となることから、「子ども・子育て支援新制度」施行後から令和11年度末までの特例として実施される勤務経験を踏まえた資格取得に係る特例制度について周知するとともに、その活用促進を図ります。
- 保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした新規採用研修及び中堅教諭等資質向上研修について、その研修内容の充実を図るとともに、ペアレントトレーナー養成や特別な配慮が必要な児童に対応するための研修等、現場における喫緊の課題に対応できるための研修についても、更なる充実に努めます。
- 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための修学資金や潜在保育士の就職準備金等について貸付を行います。
- 幼児教育・保育に携わる教職員に対して、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた研修内容の充実を図ることにより、教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
- 幼児期の教育・保育施設と小学校の連携及び幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、連携や接続に係る研修の充実を図ります。
- 放課後児童クラブで児童を指導する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施します。
- 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図ります。
- 地域子ども・子育て支援事業等の子育て支援分野で活躍する人材を養成するための研修を実施し、子ども・子育て支援の充実に努めます。

## 7 市町村の区域を越えた広域的見地から行う調整に関する事項

### (1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

「子ども・子育て支援新制度」は、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県及び国は市町村を重層的に支えます。

そのような中、各市町村は、その区域を越えた幼児教育・保育の利用の実態がある場合は、計画の作成に当たり、関係市町村と幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及びその確保方策について事前に調整を行う必要があります。

県が策定する計画は、市町村が策定する計画を積み上げたものとなることが基本となりますが、策定過程において、県は、市町村との協議、意見交換等を行うなど、広域的見地から調整を行ってきました。

今後、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実状を踏まえ、計画の見直しが必要となった場合は、今回の策定作業と同様、市町村間の調整等を行います。

### (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を越えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めた場合又は変更した場合は、子ども・子育て支援法の規定により、その結果を県へ届け出ることが必要です。

## 8 幼児教育・保育情報の公表

こどもの保護者が、幼児教育・保育の利用に当たって適切な選択を行えるよう、県は、子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設等の情報について、適宜、公表することとします。

なお、公表内容については、県のホームページに掲載することとし、その内容に変更がある都度、速やかに変更していくこととします。